

小規模企業等振興資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、融資制度の利用に必要な条件等を定める。

県と協調市町村は、相互に協調し、この制度を効率的に運用するものとする。

(制度の種類)

第2 この制度による融資は、以下のとおりとする。

- (1) 通常資金
- (2) 小口資金

(通常資金)

第3 通常資金の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名（略称）	通常資金 （略称「振」）
(2) 融資対象	常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下の中小企業者
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	5,000万円
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年2.2%
	3年超5年以内 年2.3%
	5年超7年以内 年2.4%
	7年超10年以内 年2.5% ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利1
(7) 貸付方法	証書貸付
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済
(9) 保証制度	一般保証
(10) 責任共有制度	対象
(11) 必要書類	納税証明書類
(12) 申込受付機関	【事業所の所在地が名古屋市外の場合】 事業所が所在する市町村から指定を受けた取扱金融機関 【事業所の所在地が名古屋市内の場合】 取扱金融機関

(小口資金)

第4 小口資金の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

(1) 資金名 (略称)	小口資金 (略称「振小」)
(2) 融資対象	信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者
(3) 資金使途	事業資金
(4) 融資限度額	2,000万円 ただし、申込融資額を含めた信用保証協会保証付融資残高(極度設定のある保証は融資極度額)が2,000万円以内であること
(5) 融資期間・利率	3年以内 年2.0%
	3年超5年以内 年2.1%
	5年超7年以内 年2.2%
	7年超10年以内 年2.3% ※資金使途は設備資金に限る
(6) 金利区分	特別金利3
(7) 貸付方法	証書貸付又は手形貸付 ただし、手形貸付については融資期間1年以内に限る
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内は一括返済も認める
(9) 保証制度	小口零細企業保証
(10) 責任共有制度	対象外
(11) 必要書類	納税証明書類
(12) 申込受付機関	以下のいずれかとする 【事業所の所在地が名古屋市外の場合】 ① 事業所が所在する市町村から指定を受けた取扱金融機関 ② 保証協会 【事業所の所在地が名古屋市内の場合】 ① 取扱金融機関 ② 保証協会

(その他)

第5 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。